

新潟県総合型地域スポーツクラブの指針

～クラブ運営の安定化と地域のスポーツ振興に向けて～

新 潟 県

平成 27 年 4 月 16 日 策定

第1章 本書の趣旨

1 総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）とは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことができ、多種目、多世代、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブです。

本県では、県民の「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めており、そのためには、県民が身近でスポーツを楽しむことができる環境の整備が必要と考え、総合型クラブの育成・支援に取り組んでいます。

2 本県における総合型クラブの現状

新潟県広域スポーツセンター（以下「広域SC」という。）では、平成26年12月1日現在、県内22市町村で46クラブの活動を確認しています。

これらの総合型クラブの中には、様々な問題※を抱え、運営に苦慮しているクラブもあることから、広域SCでは、これまで総合型クラブの運営の安定化に向けた支援事業を実施してきたところです。

このほかにも、地域の実情に応じて多種多様な形態の総合型クラブが設立されており、同様の問題を抱えていることが推測されますが、設立過程が一様ではないこともあり、広域SCとして支援すべき県内のすべての総合型クラブを把握することが困難な状況です。

一方で、総合型クラブからは、法令等による明確な定義や位置づけが示されておらず、総合型クラブとして目指すべき姿はどのようなものか明確ではない、また、クラブを安定的に運営するためにはどうすべきかがわからないとの声がありました。

<※総合型クラブが抱える主な問題>

- 自主財源不足
- 人材（マネージャー・指導者）不足
- 会員数の減少
- 地域における認知度の低迷

3 県の対応策とねらい

こうした状況を受け、県では、県内の総合型クラブの運営安定化に向け、総合型クラブや総合型クラブを目指すクラブの指針となる県の考え方を広く示すとともに、県内の総合型クラブの設立や運営の状況、課題などを把握し、適切な支援体制を構築することを目的として、以下のとおり対応することとしました。

①新潟県総合型クラブの指針の策定

県のスポーツ振興に向けた協働パートナーとなり、かつ広域SCの支援対象となる総合型クラブ（以下「新潟県総合型クラブ」という。）を明確にするため、新潟県総合型クラブの指針（第2章参照）を策定しました。

これにより、県内で総合型クラブの運営に取り組む方々やスポーツ振興に携わる関係者との総合型クラブに対する認識の共有や、地域における総合型クラブに対する理解向上が期待されます。

②自己診断シート及びクラブ概要の作成・活用

各総合型クラブが、新潟県総合型クラブの指針に合致しているかをチェックし、クラブの現状と問題、改善点を明らかにすることを目的に、自己診断シートとクラブ概要（以下「自己診断シート等」という。）を作成しました。

自己診断シートに基づく自己診断の結果、指針に合致していると認められ、かつ広域SCから支援を受けることを希望する総合型クラブは、広域SCに新潟県総合型クラブの申出を行うことで、当該クラブは新潟県総合型クラブとなります。（手続きについては第3章参照）

なお、各クラブから提出された自己診断シート等の書類については、各クラブに対する助言・指導や支援施策の企画立案のための基礎資料として活用します。

これにより、広域SCとして支援する新潟県総合型クラブの明確化と、支援体制の強化が図られると考えます。

地域の総合型クラブの運営に取り組む方々や地域のスポーツ振興に携わる関係者におかれましては、趣旨を御理解いただき、本書を総合型クラブの運営の安定化と地域のスポーツ振興のための一助としていただければ幸いです。

第2章 新潟県総合型クラブの指針

新潟県総合型クラブの指針は、以下の1から7のとおりです。

1 明朗なクラブ運営

規約・会則・定款等に基づいたクラブ運営を行っている。

2 地域に開かれたクラブ

地域住民に対して、クラブの活動内容の広報や会員の募集を年間を通じて常時行っている。

3 多種目・多世代・多志向・定期的

多世代・多志向の人を対象に、複数種目のスポーツプログラム・イベントを定期的実施している。

4 受益者負担

会員から会費を徴収している。又は、参加者から参加費を徴収している。

5 指導者の確保

各種事業を実施するための指導者を確保している。

6 活動拠点の確保

定期的に活動する場所を確保している。

7 地域住民の主体的な運営

地域の公益を目的とし、かつ地域住民の意見がクラブの運営に反映される仕組みがある。

第3章 新潟県総合型クラブの手続き等について

1 自己診断シートによるチェック

自己診断シートは、新潟県総合型クラブの指針に基づき、7つの観点ごとにチェック項目を設定しています。

各観点のチェック項目のNo. 1（太枠囲みの設問）は、新潟県総合型クラブとして、最低限満たすべき基準であり、7つの観点でチェック項目No. 1を全て満たすクラブが、指針に合致するといえます。

No. 2以下の項目については、総合型クラブを運営していく上で、満たすことが望ましいとするものであり、クラブの運営改善の参考にしてください。

2 クラブ概要の作成

クラブ概要は、名称、所在地などの基本情報の他、会員数や指導者数、財政状況などの項目があり、それぞれの項目について整理し、見える化することで、各クラブにおける課題・問題、改善方策を明らかにすることができます。

クラブ概要の作成に当たっては、別紙「クラブ概要記入要領」を参考にしてください。

3 新潟県総合型クラブの申出について

各クラブが自己診断シートにより自己診断を実施した結果、指針に合致する場合、新潟県総合型クラブ申出書（様式1号）とその他所定の書類（自己診断シート等）を添付して広域SCに提出することで、当該クラブは新潟県総合型クラブとなり、広域SCのホームページで、クラブ概要のクラブ名、事務所所在地・連絡先、設立年月日を公表します。

なお、提出書類（自己診断シート等）に不明な点がある場合は、内容についてお聞きし、また追加で補足資料を求めることがあります。

また、申出の際に提出した自己診断シート等については、各クラブにおいて写しを保管しておいてください。

4 クラブ概要の変更について

新潟県総合型クラブは、申出の際に添付したクラブ概要の(1)から(8)の項目に変更が生じた場合は、各クラブで保管しているクラブ概要を変更し、(16)に変更履歴を記入の上、すみやかに広域S Cに報告してください。

(9)から(15)の項目については、文部科学省が毎年度実施する「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」の際に、広域S Cでクラブ概要を更新しますので、各クラブにおいても、それぞれが保管しているクラブ概要を更新してください。

5 新潟県総合型クラブの辞退について

各クラブの意思により、新潟県総合型クラブを辞退する場合は、様式4号を広域S Cに提出することで、新潟県総合型クラブのリストから外れます。

6 その他

新潟県総合型クラブの申出後に指針に合致しなくなった場合や、申出方法や内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、広域S Cの判断により、当該クラブに通知の上、当該クラブを新潟県総合型クラブから除くことができるものとします。

第4章 新潟県総合型クラブへの支援等について

1 新潟県総合型クラブへの支援について

第3章の手続きにより、新潟県総合型クラブとなったクラブは、広域SCが実施するクラブの運営の安定化に向けた助言・指導や新潟県総合型地域スポーツクラブ育成事業の対象となります。

また、新潟県総合型クラブの申出の際に各クラブから提出のあった書類（自己診断シート等）については、広域SCにおいて、助言・指導や支援施策の企画・立案のための基礎資料として活用することで、新潟県総合型クラブに対する支援の充実・強化が図られます。

2 新潟県総合型クラブの責務について

新潟県総合型クラブは、広域SCと連携・協力して地域のスポーツ振興に取り組む総合型クラブであり、広域SCの支援を受ける一方で、スポーツの振興に向けた各種事業や調査等に協力するものとします。

これにより、広域SCと新潟県総合型クラブが相互に協力しながら地域のスポーツ振興に取り組む関係の構築が図られます。

3 新潟県総合型クラブの創設等に向けた支援について

広域SCでは、新潟県総合型クラブの創設等に向けた相談窓口を開設しています。新たに新潟県総合型クラブの創設を目指す関係者の方や、既存の団体で、現時点では新潟県総合型クラブの指針に合致しないものの、将来的に新潟県総合型クラブとして県と協働で地域のスポーツ振興に取り組む意向がある場合は、以下の相談窓口にご相談ください。新潟県総合型クラブの創設等に向けた助言を行います。

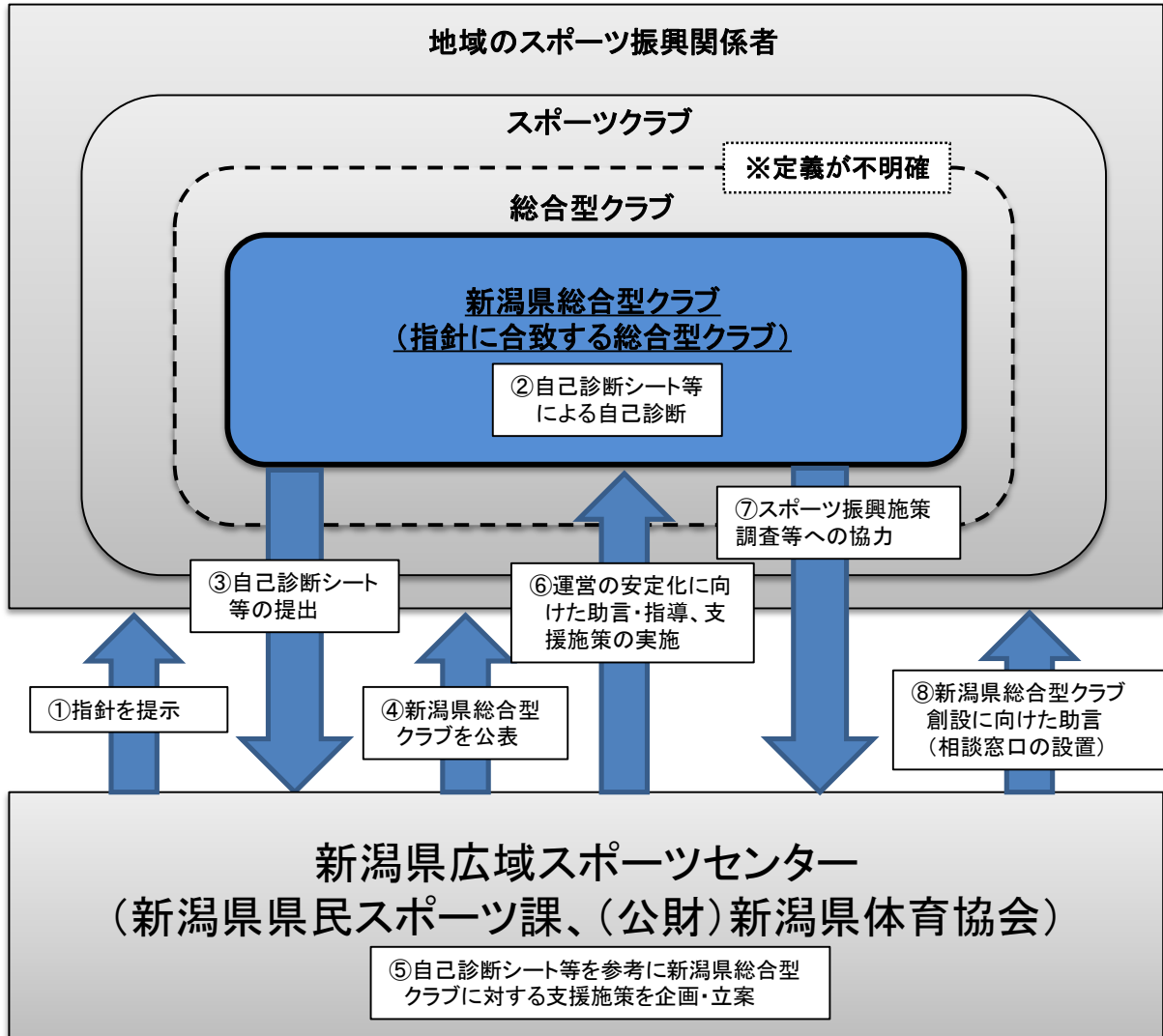
<相談窓口>

広域SC事務局（公益財団法人新潟県体育協会）

住所：新潟市中央区清五郎67番地12

電話：025-287-8600

新潟県総合型クラブのイメージ



- 1 総合型地域スポーツクラブ育成事業の対象となる総合型クラブ（新潟県総合型クラブ）の明確化
- 2 新潟県総合型クラブの運営状況・課題の把握と自立に向けた適切な支援の実施
- 3 広域SCと新潟県総合型クラブとの協力・連携体制の強化